

## 既存昇降機改修時における昇降路の防火区画の取り扱いについて

平成14年6月1日に建設省告示1111号(以下、旧告示1111号という。)が失効したことにより、旧告示1111号を用いた昇降路の場合、既存昇降路の防火区画に遮煙性能がないことにより既存不適格となっている。

当該昇降機を改修する場合、昇降路の防火区画への既存不適格遡及についての取り扱いは以下の通りとする。

1. 日本建築行政会議「昇降機の昇降路の防火区画の質疑応答について」(平成14年12月12日)に基づき、以下の取り扱いとする。

建物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えを行わず、乗場戸等を旧告示1111号で規定していた構造と同等以上のものに取り替える場合は、防火性能上同等であるので「**堅穴区画の変更**」には該当せず、法第3条第2項の既存不適格の状態が存続しているものと言える。

また、当該告示で規定していた構造に満たない乗場戸に取替える場合は「**堅穴区画の変更**」に該当する。具体的な事例は次のとおり。

### 1) 建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えを行わず、法第3条第2項の「**既存不適格**」に該当する場合

昇降機(乗場戸・三方枠等)のみのリニューアルを行う場合

(乗場戸や三方枠等を旧告示1111号で規定していた構造と同等以上に取り替える場合)

① 全撤去・新設

(機械室有りの昇降機を機械室レスに取り替える場合を含む。ただし、令第2条第1項第6号の建築物の高さ等の規定について注意が必要。)

② 意匠のリニューアル(乗場戸や三方枠の取替えや出入口幅の変更等)・制御の  
リニューアル

(面積区画等が要求されない乗場戸の場合における防犯窓のない戸から網入りガラス製の防犯窓付きの戸に取り替える場合も含む)

### 2) 建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えを行わないが、**新基準の適合が求められる場合(遮煙性能が必要となる場合)**

① 階床の床を打ち抜いて昇降路を新設することにより、新たに堅穴区画が発生する部分。

② 昇降路の開口部の増設又は出入口の戸の変更等(乗場戸、三方枠等の構造を旧告示第1111号で規定していた構造に満たないものに変更する場合)を行う部分。

### 3) 建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えを行う場合

建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えを行う場合は、建築本体・他の設備の既存不適格部分への**新基準への適用(遮煙性能)が必要**となる。

2. 判断フローチャート (参考)

